

鶴岡公園における移動販売車（キッチンカー）出店に係る要項

1. 目的

公園利用者の利便性の向上とにぎわいの創出を図るため、飲食物の販売提供ができる移動販売車（キッチンカー）等による出店について必要な事項を定める。

2. 出店場所

鶴岡公園二の丸広場内出店スペース（イベント広場）

3. 出店可能日

- (1) 各年度の5月1日から11月30日までの期間内とする。但し花見、天神祭、七五三の期間のほか市が指定する日を除く。
- (2) イベント等により出店可能日に変更となる場合がある。

4. 販売可能物品

- (1) 食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物とする。
- (2) 販売する食材は、安全が認められている食材を使用すること。
- (3) 酒類の販売は認めない。
- (4) 登録申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止する。

5. 出店資格及び制限

- (1) 出店する場合、次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申請することができる。
 - ア 鶴岡市内で営業が可能である、公的機関の発行する有効な営業許可証を有する者。
 - イ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者。
 - ウ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有している者。
 - エ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者。
 - オ 別添誓約書に同意した者。
 - カ 目的に賛同していただける者。
- (2) 次のいずれかに該当する法人又は個人は許可しない。
 - ア 暴力団員等（鶴岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者。
 - ウ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
 - エ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

6. 出店申請及び許可等

(1) 出店日

ア 出店は1日当たり最大6台までとする。

イ 出店日については以下のとおりとする。

① 1月当たり土日祝日最大4日を含む最大10日分までの出店を受け付ける。

② 出店日は1日単位とする。

(2) 出店時間

ア 午前10時から午後7時までとする。(準備・後片付け含む)

イ 時間内であれば、出店時間の短縮も可能とする。

(3) 出店する場合は指定する書類を提出し、許可を受けること。

ア 公園使用許可申請書(様式第4号)

イ 出店計画表

ウ 誓約書(以下初回の申請時のみ提出、変更ある場合はその都度提出する。)

エ 出店申請書

オ 事業概要書

カ 営業許可証の写し

キ 食品衛生責任者の写し

ク 生産物賠償責任保険(PL保険)証書の写し

ケ 車検証の写し(キッチントレーラーの場合、諸元が分かるもの)

コ 販売車写真

(4) 申請受付

ア 出店申請は、出店を予定している月の前々月の1日(土日祝日の場合は翌開庁日)から前月の25日(土日祝日に係る場合は前開庁日)までとし、最長で出店を予定している月の翌々月の末日までの申請ができる。但し出店日数は第6条(1)のイに準ずる。

イ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

ウ 前項ア・イの期間・時間内に電話にて出店日を予約の上、速やかに鶴岡市都市計画課公園緑地係まで提出すること。(郵送可)

(5) 審査・許可

ア 申請書類を基に審査を行い、出店を許可する場合は許可書を交付(受付日から5日程度)する。出店時には見えるところに掲示すること。

(6) 公園使用料

ア 鶴岡市都市公園条例により、行為許可22円/日・㎡に、許可日数に許可面積(車検証に記載の全幅×全長)を乗じた使用料を全額前納にて納入すること。

イ 出店時間を短縮した場合でも使用料は1日で算定する。

(7) 出店日の変更及び使用料

ア 同一の申請期間内であれば、出店日を変更することができる。

イ 雨天等により出店を中止する場合には、出店当日の午前10時までに公園管理者に連絡すること。

ウ 出店者の都合(天気によるものを含む)により中止した場合は使用料を還付しない。

エ 公園管理者からの指示で出店を中止する場合は使用料を還付する。

7. 設備・店舗

- (1) 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とする。
- (2) 法令が定める申請、届出や必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施すること。
- (3) 販売品及び、出店に関わる一切の責任を負うこと。
- (4) 出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いすること。また、廃棄物（排水含む）は適正に処理すること。
- (5) 公園内の電気設備、排水設備、水道設備は使用しないこと。発電機等は出店者が用意し、公園利用者の支障のない場所に設置すること。
- (6) 火気を使用する場合、消火器を設置すること。
- (7) キッチンカー周辺にテーブル、イスを置く場合は協議すること。

8. その他の注意事項等

- (1) 販売終了後は、原状を回復するとともに、周辺に販売物のゴミが無いか確認し、清掃を実施のうえ撤収すること。
- (2) 公園内を走行する際は、5 km/h以下としハザードランプを点灯させること。
- (3) 車両移動時以外はエンジンを停止すること。
- (4) 都市公園関係法令を順守すること。
- (5) 出店の情報は、翌月以降の出店者が確定次第市ホームページに掲載する。

9. 損害賠償

- (1) 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うものとする。ただし、公園施設を原状に回復した場合はこの限りではない。
- (2) 出店者は、出店場所の使用に当たり、鶴岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償すること。
- (3) 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、鶴岡市は、その責めを負わないものとする。

10. 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（鶴岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、本市と出店者の協議の上処理する。

11. 要項の変更等

運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合がある。

附則

- この要項は、令和5年3月28日から施行する。
- この要項は、令和6年5月1日から施行する。
- この要項は、平成6年7月1日から施行する。
- この要項は、令和7年2月28日から施行する。

◆申請書類提出場所

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市建設部都市計画課 公園緑地係

電話：0235-35-1332

FAX：0235-25-2059